

高尾台・水野町地区まちづくり協定の届出について

<届出が必要な行為>

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
 - 2、土地の区画形質または用途の変更
 - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

- 届出は、建築確認申請の前にお願ひします
(確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに)
- 届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所(まち再生推進課)より「適合通知書(はがき)」を発行します。
- 建築確認申請に、「適合通知書(はがき)」の添付等の必要はありません。
(建築確認申請は「適合通知書」の受領前でも提出可能です)
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書(はがき)」の写しが必要です。

- 届出先：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル6F
神戸市都市局まち再生推進課
「高尾台・水野町地区まちづくり協定」担当 行
電話(078)595-6732

※郵送、持参ともに受付しています。発送後、1週間程度が経っても担当者からの電話がない場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

- 届出書類等 : 裏面参照
- あわせて、すべての物件について、高尾台・水野町地区まちづくり協議会に対し、届出者または代理人より物件内容の説明をお願いします。
- まちづくり協議会の開催日：毎月第3土曜日 午後7:00~
高尾台集会所にて(住所：須磨区東須磨11)
※協議会の日時は変更となる場合があります。詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。
- まちづくり協議会への説明が遅れると、「適合(不適合)通知書」の発行も遅れますので、早めにご連絡をお願いします。

- 協議会の7日前までに事務局へ連絡してください。
- 協議会への届出等の詳細については「高尾台・水野町地区まちづくり協議会」に直接問い合わせてください。
※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

届出先と届出書類

	まちづくり協定
窓口でお渡しするもの (様式等) ※インターネットでも入手できます。	<ul style="list-style-type: none"> • パンフレット • 行為の届出・変更届出書 (共通様式) ※添付図面等を裏面に記載 • 完了・中止・廃止届 (共通様式) ※届出は、市へ一部のみ • 行為の概要書 • 適合(不適合)通知書 (はがき)

提出先	神戸市役所まち再生推進課 (届出)	高尾台・水野町地区 まちづくり協議会 (説明資料)
提出していただくもの	<ul style="list-style-type: none"> • 行為の届出・変更届出書 • 適合(不適合)通知書 (はがき) ※切手を忘れずに! • 行為の概要書 • 図 面 (届出書裏面に記載) • 現況写真 	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; border: 1px solid black; transform: rotate(45deg);"></div> </div>
部数	1部	10部
備考	第13条ただし書き適用の場合は、証明できるもの(登記簿等)をご提出願います。	概要書、図面における個人情報等は、届出者でご判断いただいた上、ご用意ください。

「行為の届出・変更届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」「適合(不適合)通知書 (はがき)」の様式は窓口・インターネットで入手できます。

インターネットで検索「神戸市まちづくり協定」

↓

「高尾台・水野町地区まちづくり協定」
(ページ下部にPDF形式・エクセル形式で掲載)